

別紙

行商従事者証等の様式の承認に関する規程第7条各号に該当する場合、以下のようなとき等を除き、承認を取り消すこととする。

- 1 次のように帰責事由がない場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき。（同条第1号）
 - ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
- 2 資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出しようとしているとき。（同条第2号）
- 3 資料が届け出なかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を届け出ることができ、現に届け出ようとしているとき。（同条第3号）